

うえるかむ通信



〒273-0046 船橋市上山 1-157-4 (カメリアハウス2階) 発行責任者 赤津 保子
船橋法典駅下車徒歩8分 TEL 047-710-7045 / IP 電話 050-3496-9981
ブログ <http://welcome.blog.ocn.ne.jp> / email ; qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp

うえるかむ通信 30号記念特別ご寄稿

社会福祉法人さざんか会
理事長 宮代隆治様
「踏まれた痛みが分かるのは…」



障害のある人自身を指して、“当事者”、或いは“本人”と表現することがあります。例えば、育成会では“当事者活動”とか“本人活動”と称して、知的障害のある人たち自身による活動が、全国各地で展開されています。全国大会や地方の大会でも、親家族を中心とした大会と並行して、以前から本人大会が開催されて来ました。

いつも思っていたのですが、他の障害分野と異なり、知的障害はこの当事者或いは本人による活動、時には啓発的活動であったり、障害福祉に関する施策への要望であったり、自身の障害を視座に据えての発言なり、運動なりが聞こえて来ませんでした。それは、親家族を主体とした育成会が担うのであり、彼らを対象とした事業者団体が声を上げる。つまり、彼らを囲む人たちが代って運動してきたように思います。知的障害のある人には無理、できないと決め付けて来たのでしょうか。この事自体の善し悪しを、問うつもりはありません。親家族や事業所団体、つまりは囲む関係者が障害当事者を思いながら、歴史的に運動して来たことは評価しなければなりません。それなりの成果があったことも含めて。

しかし、今一つ釈然としないものがあります。誰の、何のための運動であり、それは当事者にとってどのように評価されてきたのか、あるいは評価されているのか。親家族と当事者、事業者と当事者と当たり前ですが立ち位置が違います。親家族の意向が、そのまま当事者の意向と全く重なるものか。事業者の意向はどうか。これは、相当違うでしょう。



ずっと昔、この仕事を始めた頃に「母よ!殺すな」という本を読みました。作者は、脳性マヒからの身体に障害のある方です。最愛の子が障害をもって生まれ、これを悲観した親が子を道連れに心中する、

ということは今でも報じられることです。このとき、たまたま死に切れなかった親に対して、減刑を求める嘆願運動の起きることもあります。これに対して、作者は疑問を呈します。親といえども、障害のある子どもの生命を奪うことの理不尽さ、それは障害当事者の存在を軽んずることであり、生きることの否定に当たるものではないか、と。いかに親の心情の苦しさ、悲しみを忖度したとしても。そして、この減刑や嘆願について容認してしまう社会のあること、それは当事者にとって…。

読後、当事者或いは当事者性とは何か。障害のある人に関わることを生業としている自分にとって、障害或いは障害者に向かい合う基本姿勢とは、厳しく問われ考えさせられました。その問いは、今も続いているようです。

今一つ、強く当事者を再認識させられたことがあります。「私たちを抜きにして、私たちの事を決めないで」、障害者の権利条約策定の根底に流れる当事者からの声です。この声の意味するものを、考え続けたいと思います。障害のある人の権利、その尊重と擁護を期すならば、真摯に耳を傾けなければなりません。

「グループホームには地域の目がいっぱい！」



イラスト 武藤健史

ホームのご近所には沢山の民家があり「雨の日も風の日も、頑張って通っている姿を見ると、自分達が逆に勇気をもらい頑張らなければならないと思う。孫にも言っています。」と、ご近所さんに言われます。(保護者A)

岩田康孝弁護士 による無料相談会

★ 次回(第4回)は11月6日(木)

☆10時30分から30分、11時20分から30分

☆一日2組とさせていただきます。

☆お申込み先着順とさせていただきます。

☆場所は、うるかむ相談室

☆秘密は厳守いたします。



※ご希望によりスタッフは退席いたします。

成年後見制度・法律・など、お困りごとを心置きなくご相談ください。尚、同じ方の同じ問題での2度目以降のご相談は有料となることがあります。ご承知おきください。

ご不明な点もまずは電話でお問い合わせください。

☎ 047 - 710 - 7045



「また来たわよ先生！」

9月の相談会は4日に終わりました。二組の方が来訪。たった30分ですが、安心をお持ち帰りになったようです。成年後見利用は急がなくても良いけれど、心の準備は大事ですね。



ホームページ、ただいま準備中
「親心の記録」「成年後見制度」
のページなど、身近にお使いいただける窓も設けます。
ご期待ください。



《For us》(育成会権利擁護委員会)

毎月、第1月曜日に「けいよう会議室」をお借りしてFor us(フォーラス)を開催しています。ここ数回はテーマを設けて話し合う機会としています。7月は「医療」でした。

本人が生まれて数十年、なぜ他市の医療機関へ行かなければならないの?という疑問を持つ方も多いようです。船橋市医療センターは立派に拡張されています。気軽に通院できるというですね。また、地元のホームドクターとつながっておかないと、親の高齢にともない市外への通院は難しくならないか…?

残念ながら時間が足りず、中身を深く議論できず、中途半端になりました。

好村会長は、このFor usで話し合ったことを育成会の活動に反映させていこうとなさっています。間もなく医療がテーマの「ふろしきの会」が開催されますので、ぜひ、ご参加ください。身近で切実な問題です。

また、For usでは、その時々に関心のあるテーマを取り上げていきます。こちらにもぜひおいでください。

9月は「グループホーム」がテーマですが、通信がお手元に届く頃は、終わっています。これも、育成会で取り上げていただきたい課題です。親亡き後の「暮らし」は気になりますね。消防法、建築基準法…、命を守ることは大切ですが、すべてを整えようとすると、コンクリートの建物、防火扉に煙の出ない壁、防災カーテン。閉じ込められ、がんじがらめの暮らしが、果たして幸せなのでしょうか?行政サイドの方にもお聞きしたいですね。(A)

いつもご支援ありがとうございます。皆様の会費で成り立っています。

読者の皆様・正会員・賛助会員の皆

空が行き合う季節です。皆様にはお変わりなくお元気ででしょうか。もうご覧になったと思いますが、「手をつなぐ」創刊700号記念特別号に、我が千葉県育成会の権利擁護委員長の村山園さんが座談会「権利擁護と政策提言」でとても心に残るお話をされています。まだお読みでない方はぜひご一読ください。